

新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業

要求水準書

平成15年1月7日

岡 山 県

目 次

総則	2
整備方針	2
遵守すべき法制度等	3
リニューアルによる施設設計に関する要求水準	4
1 設計基準等	4
2 敷地及びリニューアルする建物に関する状況	5
3 インフラ整備状況	6
4 施設のリニューアルに関する要件	6
5 施設の主要な機能要件	7
6 設備の主要な機能要件	9
設計・建設工事・工事監理業務に関する要求水準	11
1 設計業務	11
2 建設工事業務	12
3 工事監理業務	13
維持管理業務に関する要求水準（詳細：別添資料 1）	13
運營業務に関する要求水準（詳細：別添資料 2）	13
情報ネットワークに関する要求水準（詳細：別添資料 3）	13
< 添付資料 >	
1. 施設整備計画一覧表	
2. 位置図	
3. 配置図	
4. ゾーン配置図	
< 別添資料 >	
1. 維持管理業務に関する要求水準書	
2. 運營業務に関する要求水準書	
3. 情報ネットワークに関する要求水準書	
< 閲覧資料 >	
1. 旧国立岡山病院建物に関する資料（実施方針等公表時と同内容）	
2. 耐震診断・耐震設計に関する資料（実施方針等公表時と同内容）	
3. 建物解体工事に関する資料	
閲覧資料については、県の本事業担当課（岡山県保健福祉部保健福祉課）において以下の要領により閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、事前に本事業担当課に電話連絡を行うこと。	
閲覧期間	平成15年1月7日（火）～1月17日（金）まで （ただし、土日及び祝日を除く。）
閲覧時間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
閲覧場所	岡山県保健福祉部保健福祉課 岡山市内山下二丁目4番6号 電話 086-226-7361（直通）

総則

「新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業（以下「本事業」という。）に関する設計・建設工事・工事監理業務、維持管理業務、運営業務について、岡山県（以下「県」という。）が要求する水準を示すものである。

整備方針

県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体などが手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指すとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として、旧国立岡山病院跡地に存する建物をリニューアルすることで活用し、新たに「新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）」（以下「新会館」という。）を整備する。また、新会館と一体で、県民の記録資料を保存利用する拠点施設として「岡山県立文書館（仮称）」（以下「文書館」という。）をあわせて整備する。

施設（「新会館」及び「文書館」の2施設をいう。）の整備に当たっては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインや環境に与える負荷軽減等に対応した仕様とする。

（バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応）

高齢者や身体障害者などの利用に配慮したバリアフリー対応施設とするとともに、すべての方に使いやすいユニバーサルデザインに配慮する。

（環境負荷軽減への対応）

旧国立岡山病院跡地に存する建物を活用し、建設資材廃棄物の排出抑制、施設周辺環境への配慮、太陽光発電の利用等による環境への負荷の軽減に対応する。

（高度情報化への対応）

岡山情報ハイウェイに光ファイバーで直結し、施設全体で情報化の進展に対応できるものとする。

遵守すべき法制度等

本件事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

(法律・条例等)

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）
- 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）
- 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）
- 公文書館法（昭和62年法律第115号）
- その他、各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ISO14001（環境マネジメントシステム国際標準規格）

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の県及び岡山市の関係条例等についても遵守のこと。

リニューアルによる施設設計に関する要求水準

1 設計基準等

リニューアルによる施設の設計に当たっては、次の基準等により行うこと。

- (1) 岡山県福祉のまちづくり条例の施設整備基準を満たすこと。
なお、階段を除く施設、設備について、ハートビル法の誘導的基準を満たすとともに、旧国立岡山病院本館中央階段は誘導的基準、それ以外の階段は基礎的基準をそれぞれ満たすこと。
- 【参照】
- 岡山県福祉のまちづくり条例（例規集）
 - 岡山県福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）
 - 岡山県福祉のまちづくり条例解説
 - ハートビルのつくり方（平成7年9月岡山県におけるハートビル法の手引き / 編集：岡山県ハートビル連絡会）
- (2) 施設の構造体の耐震安全性の分類は、「岡山県建築物等耐震対策基本方針（平成8年8月）」に定める 類(重要度係数1.25)とする。
- (3) 設備の耐震対策については、「建築設備耐震設計・施工指針（(旧)建設省住宅局建築指導課監修）」(最新版)の耐震クラスをAとする。
- (4) 閲覧資料の耐震補強案は一例であり、要求水準の範囲内で自由な提案を行うことができる。また、提案者の独自の材料あるいは工法を用いることができる。
なお、閲覧資料の補強案には太陽光発電装置本体と基礎荷重は計算上含まれていない。本事業における補強設計提案には、これらの太陽光発電装置と基礎の重量を含めて、常時荷重と地震荷重に対する安全性が確保されることを求める。
- (5) 改修後の用途により、積載荷重が閲覧資料の耐震補強案の原設計よりも増加する部分の構造について、過度のたわみや安全性を損なわないように配慮すること。
- (6) 改修設計において、既存躯体をできる限り傷めないよう配慮すること。また、新たに躯体貫通孔を設ける場合は、構造の安全性を確認すること。
- (7) 施設の改修構造設計については、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、国土交通省告示によるほか、次の諸基準に準拠すること。
- 日本建築学会諸基準
 - 「改訂版（平成9年版）既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（日本建築防災協会）
 - 「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（日本建築防災協会）
 - 官庁施設の総合耐震・改修基準及び同解説計画基準（(旧)建設省大臣官房官庁営繕部監修）」(最新版)

(8) 落札者に対してのみ、実施設計完了後、(財)日本建築防災協会等による判定委員会等の審査を受けることを求める。

(9) 各工事に当たっては、次を参照すること。

- 「建築工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)
- 「建築改修工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)
- 「機械設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)
- 「電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(最新版)
- 「建設工事安全施工技術指針(平成7年5月25日 建設省営監発第13号)」
- 「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編(平成5年1月12日建設省経建発第1号)」
- 「建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省経建発第3号)」
- その他の関連要綱・各種基準等

2 敷地及びリニューアルする建物に関する状況

(1) 事業名：新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業

(2) 所在地：岡山市南方二丁目13-1 旧国立岡山病院跡地
添付資料2「位置図」参照

(3) 敷地面積：17,546m²
添付資料3「配置図」参照

(4) 土地：岡山県土地開発公社が現在所有しているが、県が取得予定

(5) 交通：JR岡山駅より徒歩約15分、岡山空港より車で約30分

(6) 地域・地区等

都市計画：市街化区域

地域・地区：近隣商業地域、準防火地域

建ぺい率：80%以下

容積率：300%以下

公害防止：公害防止に関する法令等に定める基準を遵守する。特に石綿を用いた材料の解体に当たっては大気中への拡散防止措置を図ること。

(7) リニューアルする建物

下記3棟の建物に耐震補強を実施し、新会館及び文書館としてリニューアルする。

旧国立岡山病院建物及び耐震診断・耐震設計に関する資料については、閲覧資料を参照すること。

新会館(2棟)

旧国立岡山病院本館(12,767 m²・地階除く、建設年次昭和33年~36年)

旧国立岡山病院地方循環器病センター(1,551 m²、建設年次昭和55年)

文書館（１棟）

旧国立岡山病院小児病棟（1,622 m²、建設年次昭和４９年）

リニューアルする建物及びその他の建物の解体については、閲覧資料３「建物解体工事に関する資料」を参照のこと。

なお、リニューアルする建物については、躯体を除く部分（内装仕上、家具、設備機器、配管等）は全て県で撤去し、解体の際躯体を傷つける恐れのある部分（躯体に埋め込まれている機器等、屋上防水、外装仕上、外部建具等）は事業者が撤去を行うものとする。なお、その他の建物は全て県で撤去する。

3 インフラ整備状況

下記事項は、参考であり、各々事業者の責任において、各管理者に確認すること。

（１）上水道

敷地周囲の本管：北側公道側岡山市上水道本管 150
引込管口径：100（引き込み済）

（２）下水道

敷地周囲の本管：南側公道側岡山市下水道本管 500HP
東側公道側岡山市下水道本管 500HP
北側公道側岡山市下水道本管 450HP
放流方式：合流式
引き込み及び汚水枘、雑排水枘設置済

（３）都市ガス（岡山ガス）

敷地周囲の本管：北側公道側予定（管口径未定）
ガスの種類：13A（平成17年8月、5C 13Aに変更予定）

（４）電話（NTT岡山支社）

敷地北側公道より引き込み可

（５）電気（中国電力）

敷地北側公道より引き込み可

（６）情報ネットワーク

県の運用する岡山情報ハイウェイと接続する。
別添資料３「情報ネットワークに関する要求水準書」参照

4 施設のリニューアルに関する要件

（１）施設の外部改修については、「建築改修工事共通仕様書」「建築改修設計基準」に準拠し下記の内容にて改修を行う。

屋上防水は「建築改修工事共通仕様書」（平成14年度版）第3章防水改修工事に示されているP1BI工法と同等な方法により改修し、長期にわたる防水性能の向上を図る

こと。

外壁は既存の壁を全面にわたり新規の外装材で覆い、機能、性能の向上を図ること。

既存外部建具は全て枠を含め取り外し、新設することにより、気密性、断熱性、水密性の向上を図ること。

(2) 施設の内部改修については、「5 施設の主要な機能要件」を参照のこと。

5 施設の主要な機能要件

施設の主要な機能要件を以下のとおり示す。

計画面積を示している諸室以外の面積については、提案を求めるものである。諸室の計画面積については、添付資料1「施設整備計画一覧表」を参照のこと。なお、諸室においては、特別の指定がない限り、一般的な温度（夏期：乾球温度28℃、冬期：乾球温度22℃）、一般的な湿度（相対湿度40%以上70%以下）を確保し、照度は、「建築設備計画基準・同要領(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」(最新版)によるものとする。

(1) 施設の機能

県民総参加のもと、ボランティア、NPO、各種団体などが手を携えて、いきいきと活動しながら社会づくりを進める多参画社会の形成を目指すとともに、県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として新会館を整備する。また、新会館と一体で、県民の記録資料を保存利用する拠点施設として文書館をあわせて整備する。

新会館及び文書館は次の機能を備える。

新会館の機能

) 福祉活動の拠点

少子高齢化が進展する中で、多様化し増大している県民の福祉ニーズに応えるため、岡山県社会福祉協議会など福祉関係団体の活動施設を拡充整備し、民間、市町村、県が一体となって地域福祉を推進する拠点とする。

) ボランティア・NPO活動の支援拠点

県民総参加型のボランティア・NPO社会の構築を図るため、広く県民が集い、情報の交換や交流と連携を深める中で構築されるネットワークの拠点及び情報の発信拠点として、また、今後各地域で設置されるボランティア・NPOへの活動支援センターや市町村等と連携、支援を行う拠点とする。

) 県の相談・支援拠点

女性相談所、中央児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、消費生活センターなどの集積を図り、福祉関係団体、ボランティア・NPO等との連携強化を図りながら県民福祉に関する相談支援を行う拠点とする。

文書館の機能

県民の記録を伝える貴重な財産である公文書等を体系的に収集・保存し、これに関連する調査研究等を行い、県民の地域研究等の活動に提供し、郷土に対する理解と認識を深める拠点とする。

(2) 施設のゾーン及びスペース配置計画

新会館

-) 福祉団体等の活動ゾーン
-) 会議・研修ゾーン
-) 福祉人材の養成・確保ゾーン
-) 福祉情報提供及び総合相談ゾーン
-) ボランティア・NPO活動支援ゾーン
-) 公共施設ゾーン
-) リフレッシュゾーン
-) その他共用スペース
-) 屋外施設(駐車場等)

文書館

-) 収蔵スペース
-) 利用サービススペース
-) 作業スペース
-) 管理スペース
-) その他共用スペース

施設のゾーン及びスペースの配置については、次のとおりとし、添付資料4「ゾーン配置図」を参照すること。

なお、新会館については、添付資料4「ゾーン配置図」各階平面図の赤線に示す範囲内でのその他共用スペース及び各ゾーンの室の配置は事業者の提案によることとする。

文書館については、収蔵スペースを2階以上に配置すれば、各スペースの配置について自由に提案することができる。

(3) 機能構成

機能構成については、添付資料1「施設整備計画一覧表」を参照すること。

なお、各室の面積については、閲覧資料の耐震補強案に基づいて計画した案であり、提案者が独自の耐震補強計画に基づいて計画する場合は、要求性能を満たせば、各室の配置、面積を変更できるものとする。

(4) その他の施設要件

施設の利用可能年数

県では、事業期間終了後も施設の継続使用を想定している。

建築物として30年間以上のライフサイクルを維持することを目標としたリニューアル計画とすること。

岡山県産木材の積極的な活用

仕上げ、器具等に積極的に岡山県産木材を活用すること。

施設利用時間は、ゾーン及びスペース毎に異なる。詳細は、添付資料1「施設整備計

画一覧表」を参照のこと。

なお、業務の都合により一覧表の利用時間を超過することもある。

セキュリティ

中央児童相談所及び女性相談所についてはセキュリティを確保すること。

緑化

できる限りの緑化に努めること。

境界

敷地周囲を生垣等で囲う。

自転車歩行者道及び右折帯

敷地南側に自転車歩行者道及び右折帯を整備する。

出入口

車両の出入口は、敷地南側及び西側に設ける。自転車・歩行者の出入口を敷地南側、西側及び北側に設ける。

(5) 仕上げ計画

仕上げ計画については、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても配慮し、清掃しやすく管理しやすいものとする。

また、使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、解体時・改修時における環境汚染防止のための対策を図る。

なお、仕上げの選定に当たっては「建築設計基準及び同解説（（旧）建設大臣官房官庁営繕監修）」（最新版）に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。

さらに、天井高は、階高、設備条件等により可能な限り確保すること。

(6) 機器及び備品

諸室に導入する主な機器及び備品については、添付資料1「施設整備計画一覧表」を参照すること。

このうち、事業者が設置する機器及び備品については、事業者が準備するものであり、事業期間中において機能を確保することとする。

6 設備の主要な機能要件

「5 施設の主要な機能要件」で示した機能を満たすために必要となる設備の要件について示すが、以下にないものについては、事業者において検討の上、提案するものとする。

(1) 電気設備

受変電設備

受電方式は高圧受電（中国電力：6.6kV）とする。電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。

非常用発電設備

建物の防災設備機器及び維持運営に必要な機器（全体設備容量の2割程度）の停電時保障用に非常用発電設備を設ける。

無停電電源装置等

事業者が実装した情報ネットワーク設備の停電時保障用に無停電電源装置等を設ける。

太陽光発電設備

屋上に太陽光発電設備パネル（100kWを目標とする）を設置し、自然エネルギー

の有効利用を図る。

動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を行う。

電灯設備

）各室、共用部に設ける照明器具（ちらつきのない機器）コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。なお照度については建築設備設計基準・同要領第4章第2節に示す標準照度を確保すること

）非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関連法規に基づき設置する。

）外灯（最低照度：1lx）は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

構内電話交換設備

施設用電話交換機を設備するとともに、配管配線を行う。

）中継方式：ダイヤルイン方式

）交換機仕様：電子交換機とする。局線は、アナログ・デジタル回線が利用可能なように各専用パッケージを実装する。

情報配管配線設備

L A Nを想定し、幹線敷設用ケーブルラックを敷設し、配管配線を行う。

別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書」参照

非常放送設備

全館に非常放送設備を設ける。

表示設備

エレベーター及び多目的トイレ内に警報用押し釦を設置し、表示装置を総合管理室等に設置する。

テレビ共同受信設備

UHF、VHF、FM、AM、BSの各種テレビ・ラジオアンテナを設置する。また、CSアンテナに対しても対応可能な計画とする。

電気時計設備

親時計を新会館の総合管理室に設置し、施設内要所に子時計を設置する。

視聴覚補助設備

難視聴者のための視聴覚補助設備を設ける。

情報ネットワーク設備

県の運用する岡山情報ハイウェイと接続する。

別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書」参照

(2) 機械設備

空調・換気設備

オゾン層破壊防止、地球温暖化抑制に最大限配慮した省エネルギーシステムとする。

給湯設備

）給湯箇所

30箇所程度予定

）給湯方式

局所式及び中央式の機器仕様については室の利用形態を適切に判断し選択する。

ガス設備

）ガスの種類

13A（平成17年8月、5C 13Aに変更予定）

) 安全対策

ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を行い安全性を高めるとともに、総合管理室等においてその管理ができるようにする。

エレベーター設備工事

現在エレベーターが存する位置にハートビル法の誘導的基準及び岡山県福祉のまちづくり条例の施設整備基準に適合したエレベーターを設置する。(旧本館棟3基、旧地方循環器病センター棟1基、旧小児病棟1基)

(3) 警備設備

建物出入口は常時出入チェックを行う。

その他、必要な場所には電気錠、ITV監視設備、非常通報装置等防犯設備を設置する。

(4) 本施設内における給水、都市ガス及び電気の計量メーターの設置

旧国立岡山病院本館の各階、ボランティア・NPO活動支援ゾーン及びリフレッシュゾーンにおける喫茶等コーナー及び自主事業を実施する場所には、給水、都市ガス及び電気の計量メーターを設置する。

設計・建設工事・工事監理業務に関する要求水準

1 設計業務

(1) 業務

事業者は必要に応じて、県の指示に従いボーリング調査、建物躯体の状況、工事に影響が出る地中埋設物等業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を行うものとする。

事業者は公共建築協会出版の建築工事共通仕様書(平成13年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を行うものとする。

事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、県と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の各区分ごとに県に、設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、県の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出する。

(2) 手続書類の提出

事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して県の承諾を受けること。

設計業務着手届

主任技術者届(設計経歴書添付)

協力技術者届

業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

(3) 設計図書の提出

事業者は設計完了時に次の図書を県に提出し、県に内容の確認を受ける。

設計書類

構造計算書、設備負荷計算書、工事内訳書、官公庁打合せ録

工事内訳書

工事内訳書は工種毎とし、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

図面（建築）

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、諸室毎の面積表、工程図、透視図、その他必要図面

図面（電気）

特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、受変電設備図、非常用発電機設備図、太陽光発電設備図、幹線動力設備配線図、電灯コンセント設備配線図、弱電設備配線図、各種系統図、機器参考図、防災設備配線図、その他必要図面

図面（空調）

特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器及び器具表、各種系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備平面図、部分詳細図、機器詳細参考図（特注品）、中央監視関係図、自動制御系統図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要図面

図面（衛生）

屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所他）、屋外設備図、その他必要図面

図面（昇降機）

昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面

工事を伴う備品リスト

2 建設工事業務

(1) 基本的な考え方

事業契約に定める期間内に施設等の建設工事を実施する。その際特に以下の点について留意し、施工計画を立て、県の承認を得ること。

必要な関連法令を遵守する。

近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。

工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。

無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣に周知し、作業時間に関する了解を得る。

(2) 着工前業務

建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出する。

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保する。

(3) 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施する。施工監理においては、以下の点に留意すること。

県が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、県は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

事業者は、定期的に県から施工監理の状況の確認を受ける。

工事中の安全対策・近隣住民との調整等（工事中に新たに生じたテレビ電波障害対策を含む）は事業者において十分に行うこと。

事業者は、工事完成時には施工記録を整備して、現場で県の確認を受ける。

県が別途発注する第三者の行う設計・施工、及び備品の搬入作業が、事業者の業務に密接に関連する場合において、必要がある場合には調整を行い、第三者の設計・施工、及び備品の搬入に協力する。

(4) 竣工後業務

建築物に関する完了検査等、必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施する。

工事完了後、県に業務完了届を提出して県の履行確認を受ける。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認する。

3 工事監理業務

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。

県への完成確認報告は工事監理者が行う。

工事監理業務は「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

維持管理業務に関する要求水準（詳細：別添資料1）

- ・施設の維持管理業務に関しては、別添資料1「維持管理業務に関する要求水準書」に示す。

運営業務に関する要求水準（詳細：別添資料2）

- ・施設の運営業務に関しては、別添資料2「運営業務に関する要求水準書」に示す。

情報ネットワークに関する要求水準（詳細：別添資料3）

- ・施設の情報ネットワークに関しては、別添資料3「情報ネットワークに関する要求水準書」に示す。